

雇児総発0725第1号
雇児母発0725第1号
平成25年7月25日

都道府県
指定都市
各中核市
保健所設置市
特別区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長
(公印省略)

母子保健課長
(公印省略)

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」
を踏まえた対応について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

虐待による児童の死亡事例等の検証等については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。）により、国及び地方公共団体の責務として定められているところであるが、今般、国における検証等を実施する社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」（以下「第9次報告」という。）が取りまとめられた。

貴地方公共団体にあつては、第9次報告を踏まえ、以下の事項について御留意いただくとともに、関係部局、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び管内関係団体等に対して第9次報告を広く周知し、関係機関の一層の連携により児童虐待の防止に努めていただくようお願いする。

なお、本通知は、文部科学省生涯学習政策局及び警察庁生活安全局と協議済みであり、第9次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察に対し、それぞれ文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知等が発出される予定であることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技

術的助言である。

記

1 養育支援を必要とする家庭への妊娠期、出産後早期からの支援の実施

(1) 望まない妊娠に対する相談体制の充実等

日齢0日児の心中以外の虐待死事例においては、望まない妊娠であること等を理由として、実母が妊娠していることを誰にも相談できないまま出産する事例や、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を受けていない事例がみられた。

現在、関係通知により、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備や相談窓口の設置及び周知を要請しているところであるが、引き続き、各地方公共団体担当部署（母子保健、児童福祉等）、関係機関、関係団体等がさらに連携を図りながら、当該相談窓口の設置及び周知を推進するとともに、相談者の状況に応じた適切な支援を行うよう努めること。

【関係通知】

- ・「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）

(2) 妊娠期・出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化

妊娠・出産期にみられる、望まない妊娠や産後うつ等の要因による死亡事例が依然として発生している。このため、特に市町村の母子保健担当部署は、妊娠期や出産前後を通して母子と関わる産科医療機関と連携し、養育支援が必要な家庭を早期に把握するとともに、虐待の発生予防に資する適切な支援につなげるよう努めること。

特に、妊娠期から出産後の養育において支援が必要な「特定妊婦」については、要保護児童対策地域協議会の支援対象に位置づけ、出産後も継続して支援を行うため、関係機関の役割分担等を協議するとともに、養育支援訪問事業により妊娠期から支援を行う等、早期から切れ目ない支援を行うこと。

また、妊婦が精神疾患を抱えている場合には、産科のみならず、精神科医療機関との連携も重要となるため、必要に応じて精神科医療機関も要保護児童対策地域協議会の構成員に加える等により、連携を図ること。また、妊娠・出産直後だけでなく、他人との接触が少なくなりやすく、育児負担が大きなストレスとなりやすい産後から育児期までを通じて、関係機関が協働した支援を行うため、市町村の児童福祉担当部署は、母子保健や精神保健を担当する部署へ働きかけ、支援における連携を図ること。

都道府県の母子保健担当部署は、産科医療機関の状況等、地域の実情を踏まえ、管内の市町村と産科医療機関との連携体制の整備や情報提供に係る基準の策定等、市町村と医療機関との連携強化を積極的に支援すること。

なお、これまで、児童虐待防止における医療機関との連携強化については、関係通

知により具体的に示しているところであるが、引き続き、同通知の趣旨を十分に踏まえた取組を実施すること。

【関係通知】

- ・「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」
(平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- ・「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」
(平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

(3) 養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備

市町村の母子保健担当部署は、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の母子保健法に基づく事業や乳児家庭全戸訪問事業等の子育て支援事業、通常の相談業務等を通じて、妊娠早期から出産後まで、子どもを持つ家庭と接する機会が多い。このため、例えば、母子健康手帳の交付時に受診先の医療機関を確認することや、公費助成の対象となる妊婦健康診査の受診券の回収状況等を通じて、妊婦健康診査未受診の妊婦を把握すること等により、支援ニーズの把握に努めるとともに、相談業務等を通じて家庭の状況を把握しながら、養育支援を必要とする家庭を発見し、速やかに適切な支援につなげるなどの取組を行うこと。

こうした対応をするに当たって、市町村の母子保健担当部署の職員には、母子保健だけでなく、虐待対応、精神保健、障害児支援等の家庭支援に係る様々な知識や技術が求められることから、平素から児童福祉担当部署等の関係部署や児童相談所、医療機関等との間で連携体制を構築すること。

また、都道府県（母子保健、児童福祉等）は市町村に対して、職員の研修その他必要な援助を行うこととされていることから、研修等の機会を設けるなどにより、市町村職員の専門性の向上を図るなど、虐待の発生予防及び深刻化防止のための体制の構築に努めること。

(4) 乳幼児健康診査や予防接種を受けていない家庭等への対応

市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査や予防接種を子どもに受けさせていない家庭が受けさせている家庭よりも虐待リスクが高いことを改めて認識するとともに、未受診家庭の把握が、要支援家庭を必要な支援につなげる端緒となり、虐待の防止にもつながることを理解する必要がある。その上で、乳幼児健康診査や予防接種の受診勧奨に対して合理的な理由なく応じない家庭や、未受診の理由や背景等が把握できない家庭については、児童福祉担当部署と情報共有するなどして連携して対応する

とともに、子ども及びそのきょうだいを含む家庭全体の状況把握を行うこと。

また、市町村は、乳幼児健康診査や予防接種が未受診である家庭の管内への転入を把握した場合は、転居前の家庭の状況や過去の受診状況等について、転居前の居住地の市町村から速やかに情報提供を受けた上で、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針・内容を検討すること。また、乳幼児健康診査等が未受診である家庭が他の市町村への転出を把握した場合には、転出先の市町村へ速やかに情報提供を行い、継続的な対応を依頼すること。

なお、乳幼児健康診査等の未受診家庭等への対応については、関係通知により具体的に示しているところであり、引き続き、確実に実施すること。

【関係通知】

- ・「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
(平成24年11月30日雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- ・「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」
(平成25年6月11日雇児総発0611第1号、雇児母発0611第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

2 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進

死亡事例においては、地域社会と接する機会の少ない家庭の事例が多かった。

市町村は、自らが実施する支援事業について、住民に周知することはもちろん、養育支援が必要な家庭に必要な情報が提供されるよう、当該家庭と接する機会が多いと考えられる医療機関等の関係機関に対する周知を積極的に行い、協力を求めること。また、関係機関の協力を得ながら、地域社会から孤立している家庭の把握に努め、子育て支援事業の積極的な活用を図ること。

さらに、養育支援が必要な家庭の中には、子育て支援事業の活用には消極的な家庭もあることを念頭に、そのような家庭に対しても養育支援訪問事業等による支援を行うよう努めること。

3 広報・啓発の充実

(1) 通告に関する周知の徹底

虐待の深刻化予防のためには、早期発見が不可欠であるため、引き続き、通告に関する正しい知識や相談窓口等について広く周知し、地域からの積極的な通告を促すこと。

周知に当たっては、通告は子どもを虐待から守るだけでなく、子育てに関する悩みや負担を抱える養育者を助けることにもつながること、通告者に関する情報の秘密は守られること、職務上の守秘義務がある場合でも通告等の正当な情報提供は守秘義務違反には当たらないことを併せて伝えること。また、通告したことが周囲に漏れてしまうことのないよう個人情報の取扱い等には十分注意を払い、住民が通告をためら

うということが生じないようにすること。

また、児童相談所や地方公共団体の担当部署は育児に関する相談窓口であることを周知し、相談のしやすい窓口及び相談の受理体制を整備すること。

(2) 若年者に向けた子どもの養育や虐待に関する知識等の広報・啓発

「望まない妊娠」や「養育能力の低さ」、「育児への不安」等が養育者による虐待の背景にあることに鑑み、近い将来、親となる若年者に対しては、子どもの行動や特徴、子どもとの接し方や育児の仕方を学ぶ機会を設けるほか、虐待の種類や虐待になりうる行為等、虐待に関する知識を積極的に情報発信して、虐待防止について考える機会を提供する取組を行うこと。

さらに、子育て支援事業等の公的サービスやその活用方法についても併せて周知し、周囲にいる家族や友人などが育児に悩んでいる場合には、若年者自身が悩みを抱える家族や友人らを支援機関の支援につなげるよう、児童虐待問題や支援事業等に関する理解を深めるための取組に努めること。

4 虐待の早期発見、早期の適切な対応及び支援の実施

(1) 児童相談所及び市町村の専門性の確保と体制整備

児童相談所は、児童虐待対応に係る法的権限を有し、さらに市町村を技術的に支援する役割を担っていることから、児童福祉や児童虐待に関する高度な専門的知識と技術が必要となる。また、市町村は、健康診査や子育て支援事業等の機会を通じて、子どもや子どもを持つ家庭と接する機会が多く、家庭の状況の把握、相談対応等、家庭支援や児童虐待に関する十分な理解が必要となる。しかしながら、異動が短期間に行われたり、特に市町村においては、資格を有する専門職の採用が困難であったりする等、専門性の蓄積が難しいという実情もある。

このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、外部有識者の活用や児童相談所と市町村、また各地方公共団体間等での人事交流、研修等を積極的に行い、専門性が確保されるよう工夫するとともに、増加する虐待相談等に対応するための体制整備に努めること。

(2) 児童相談所及び市町村における役割分担と協働

児童相談所及び市町村は、情報共有を円滑に図るための連絡体制を強化するとともに、地域の実情等を考慮しながら、相互に協力して、迅速かつ適切な対応を取る必要がある。

例えば、市町村が対応している事例において、養育者が面会に応じない場合や面会しても改善が見られない場合、虐待の確証が得られず、より専門的な調査が求められる場合、子どもの一時保護が必要であると判断される等の場合には、市町村は、児童相談所に対して助言や協力を求め、また送致すること。また、児童相談所は、専門機関の立場から専門的な助言を行うほか、両者で協議を行った上で、必要に応じて市町村から児童相談所にケースを送致させる等の具体的かつ的確な措置を取るに至るまで、市町村との十分な情報共有と連携を行う必要がある。

また、児童相談所と市町村の間で役割と責任に関するルールを定め、相互に連携、協働して対応することが望ましい。そのルールは両者の間でケースが取り扱いの対象から抜け落ちてしまうことを防ぎ、さらに効果的・効率的にケース管理を行うために定められるものである。よって、当該ルールを基本としつつ、個々のケースに的確な対応をするとともに、適宜、ルールの運用や見直し等について、児童相談所、市町村両方で協議を行うことにより、適切な連携、協働を推進すること

(3) 地域をまたがる（転居）事例及び居住実態が把握できない家庭・子どもに対する関係機関間の連携・協働及び安全確認の実施

児童虐待の事例においては、転居を繰り返す家庭による事例が多くみられる。転居前後の児童相談所間・市町村間において情報共有が図られなかったことを要因の一つとして、その後に状況が悪化し、深刻な事例に発展したという例が少なくない。

このような背景を踏まえ、支援中の家庭が転居したことに伴い、転居先の児童相談所・市町村にケースを移管する場合は、当該家庭の状況、転居までの経過、支援を行うに当たり重視、留意していた事項等の情報提供を行い、転居が当該家庭に与える影響等について、転居前後の児童相談所・市町村が相互に検討を行うことが必要である。転居先の児童相談所・市町村は、それらを踏まえ、十分なアセスメントを行い、支援方針を検討すること。

また、支援を必要とする家庭が、里帰り出産等、住民票を移動させないまま、一定期間、生活拠点を移していることを把握した場合には、関係する児童相談所・市町村は、その間の支援方法等について検討し、必要に応じて、生活拠点がある児童相談所・市町村は相互に情報提供を行い、必要な支援を依頼すること。

また、住民登録がなされておらず、居住者が判明しない家庭や居住実態が確認できない家庭で子どもの安全確認ができない場合等には、子どもの安全へのリスクが極めて高いことを認識し、関係機関の連携のもと、児童相談所による出頭要求等の法的措置を取ることにも視野に入れながら、速やかに子どもの安全確認に向けた対応を取ること。

このほか、このような家庭への対応については、関係通知に示されていることから、引き続き、これら取り扱いの徹底を図られたい。

【関係通知】

- ・「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」
(平成22年8月26日付雇児総発第0826第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について」
(平成22年9月30日付雇児総発第0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
(平成24年11月30日雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- ・「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」
(平成25年6月11日雇児総発0611第1号、雇児母発0611第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

(4) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携強化死亡事例の中には、要保護児童対策地域協議会に事例が登録されているにも関わらず、主担当機関が積極的な呼びかけをしなかったために関係機関の合同での協議の場が設けられなかった事例や、実務者会議は何度も開かれながらも死亡に至った事例がみられた。

要保護児童対策地域協議会を効果的に活用し、養育支援を進めていくためには、構成機関が相互の役割を理解した上で、積極的に情報や支援方針の共有を図る必要がある。

また、多数の関係機関によって構成される要保護児童対策地域協議会の活性化を図るためには、調整機関の役割が重要であり、職員の専門性の向上を図るとともに、専門職の配置やマニュアルの整備等を行うなど、市町村の実情に応じた対策を検討し、体制の強化を図る必要がある。

5 再発防止のための検証の確実な実施

(1) 地方公共団体による検証の確実な実施

地方公共団体における検証の実施状況（平成22年度）をみると、死亡事例であっても、

- ・ 行政機関の関与がなかったという理由で検証をしていない事例
- ・ きょうだいに行政機関の関与があっても死亡した児童に関与がなかったという理由で検証をしていない事例
- ・ 心中による虐待死であったという理由で検証をしていない事例
- ・ 不適切な養育をしていた疑いがあるために行政機関の関与があったが、警察の捜査の結果、事件性がなかったという理由で検証をしていない事例
- ・ 市町村の関与はあったが、児童相談所の関与がなかったという理由で検証をし

ていない事例

等が見受けられた。

行政機関が関与していなかった事例や心中による虐待死の事例の場合には、当該家庭の情報が少なく、検証が困難な場合も想定されるが、養育者が相談窓口等に相談していなかった事例など、行政機関との接触をしないまま、児童が死に至った事例も含めて検証することは、地域の保健・福祉等の体制を検証することとなり、再発防止のためにも重要である。

きょうだい事例にあっては、家庭全体をアセスメントして支援方針を決定することが、他のきょうだいへの虐待防止のために不可欠であることに鑑みると、なぜ他のきょうだいへの虐待が防げなかったのかという視点から検証することは、二度と同様の事例を発生させないためにも有効である。

また、関係機関が関与しながら死亡に至った事例については、その重大な結果を真摯に受け止め、関係機関の協働による検証を行って各事例における課題を把握し、再発の防止に努めることが重要である。

以上を踏まえ、各地方公共団体は、検証の積極的な実施について十分に検討すること。

特に、都道府県においては、市町村が主体の検証に対して技術的助言を行うなどして、質の高い検証が実施できるよう協力すること。

(2) 地域をまたがる事例における検証の地方公共団体間の協力

転居を繰り返していた家庭に、複数の地域の児童相談所や市町村が関与していたような事例では、事件発生の直前における関係機関の関与状況に限ることなく、虐待発生の要因や転居前後での関係機関のケースの引き継ぎ状況等について、当該家庭に係る一連の過程を検証し、再発防止につなげることが重要である。

従って、転居前後に関係する地方公共団体においては、相互に協力して検証を行うよう努めること。

(3) 検証報告の積極的な活用

国による検証報告については、これまで繰り返しなされている提言も少なからず含まれるが、虐待に係る対応を行うすべての職員に対し、人事異動や新規の配置等に留意しながら、改めてその周知の徹底を図り、その周知状況を定期的に確認するなどして、課題及び提言の内容の確実な実行に努めること。

また、各地方公共団体による検証報告については、個々の事例に関する詳細な分析の結果や各地域における実情等を踏まえて取りまとめられたものであるから、他の地方公共団体において虐待に係る対応を行う職員にとっても参考とすべき貴重な資料となる。類似した事例の再発防止を図るため、研修や事例検討会などの機会を利用して、各地方公共団体の職員のみならず、児童委員等、地域において児童虐待の防止のための取組に関わる多くの人に広く周知するなど、積極的に活用すること。